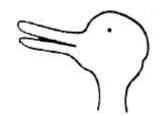
参考資料: 第40回消費者大会 同法制度」分科会チラシ

話し合いによる解決って何ですか?

右の絵は何に見えますか?

Aさん「"アヒル"でしょう」 Bさん「横にしたら"ウサギ"じゃないか」

どちらにも見えますが、2人の意見は対立してしまいました。 このトラブルをどうやって解決したらいいでしょう?



これが裁判だと・・・



証拠や、過去の 裁判の記録(判 例)などをもと にお互いが主張 しあう。

「・・・よって、これはウサギである」

過去の判例、証拠などをもとに、最終的に裁判官の判断で白黒をハッキリさせるのが「裁判」です。

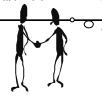


話し合いによる解決は?



中立な第三者を交 えてお互い納得す るまで話し合う。

白黒をハッキリさせるのではなく、自分の言葉でトコトン話し合って、将来のお互いの関係を保ちつつ、両者が納得できる解決を目指すのが「ADR」の1つの「話し合いによる解決」です。





上記のように裁判では、結果に白黒つけることが最終目的です。しかし、ADRの1つの「話し合いによる解決」は中立な第三者を交えて、お互いの将来がより良いものとなるように納得するまでトコトン話し合う方法です。

ADRには「あっせん」「調停」「和解」「仲裁」等様々な方法がありますが、それぞれの定義もまだハッキリ決められていなく、何がADRに含まれるのかもまだ決められていないのが現状です。

私達が考えるADRのポイントは次の4つです

- ・自分のトラブルは自分が納得する方法を選んで解決したい
- !自分とトラブル相手との話し合いをサポートしてくれる人は自分で選びたい
- ・自分の思いや考えている事を自分で相手に伝えたい
- :できるだけ費用も時間もかけないで解決したい